

第8章 介護保険事業に係る費用の見込み

1 計画期間の費用の見込み

第9期計画期間(令和6年度～令和8年度)における介護サービス見込量をもとに、介護報酬の改定等も見込んだうえで、保険料算定の基礎となる介護保険事業に要する費用の合計額を次の表のとおり2,656億円と算出しました。この費用は、第8期計画期間(令和3年度～令和5年度)における費用(計画値)2,564億円と比較すると、3.6%の増加となります。

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6～8年度計(第8期計画比 ^(*))		(参考)第8期計画計
保険給付費	居宅サービス等※1	35,748,054千円	36,595,426千円	37,144,482千円	109,487,962千円	+2.1%	107,276,455千円
	施設サービス※2	24,667,717千円	25,128,260千円	25,214,840千円	75,010,817千円	+3.2%	72,655,104千円
	地域密着型サービス※3	15,799,375千円	16,367,919千円	16,872,249千円	49,039,543千円	+5.4%	46,534,570千円
	高額介護サービス等※4	4,449,834千円	4,571,655千円	4,670,404千円	13,691,893千円	+7.2%	12,766,597千円
	小 計	80,664,980千円	82,663,260千円	83,901,975千円	247,230,215千円	+3.3%	239,232,726千円
地域支援事業費※5		5,945,000千円	6,135,907千円	6,332,042千円	18,412,950千円	+7.5%	17,128,119千円
財政安定化基金拠出金		-	-	-	-	-	-
合 計		86,609,980千円	88,799,168千円	90,234,018千円	265,643,166千円	+3.6%	256,360,845千円

※千円未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。

(*)令和6～8年度計と第8期計画計の千円単位での比較です。

※1 「居宅サービス等」の費用は、次に掲げる費用の合計額です。

- ・居宅サービス(9種類)(介護予防サービスを含みます)
- ・(介護予防)特定施設入居者生活介護
- ・(介護予防)福祉用具貸与
- ・(介護予防)特定福祉用具購入
- ・(介護予防)住宅改修
- ・居宅介護支援(介護予防支援)

※2 「施設サービス」の費用は、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設(介護保険の指定を受けた有料老人ホームなど)の合計額です。

※3 「地域密着型サービス」の費用は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護の合計額です(介護予防サービスを含みます)。

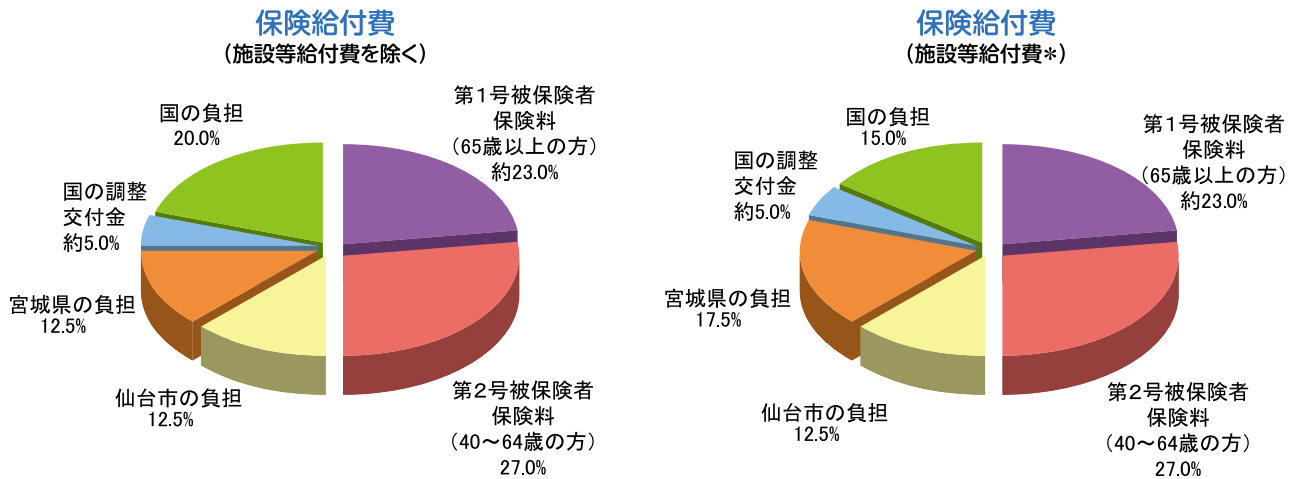
※4 「高額介護サービス等」の費用は、高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護(予防)サービス費、特定入所者介護(予防)サービス費、宮城県国民健康保険団体連合会への審査支払手数料の合計額です。

※5 「地域支援事業費」は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の合計額です。

2 介護保険の財源構成

(1) 保険給付費

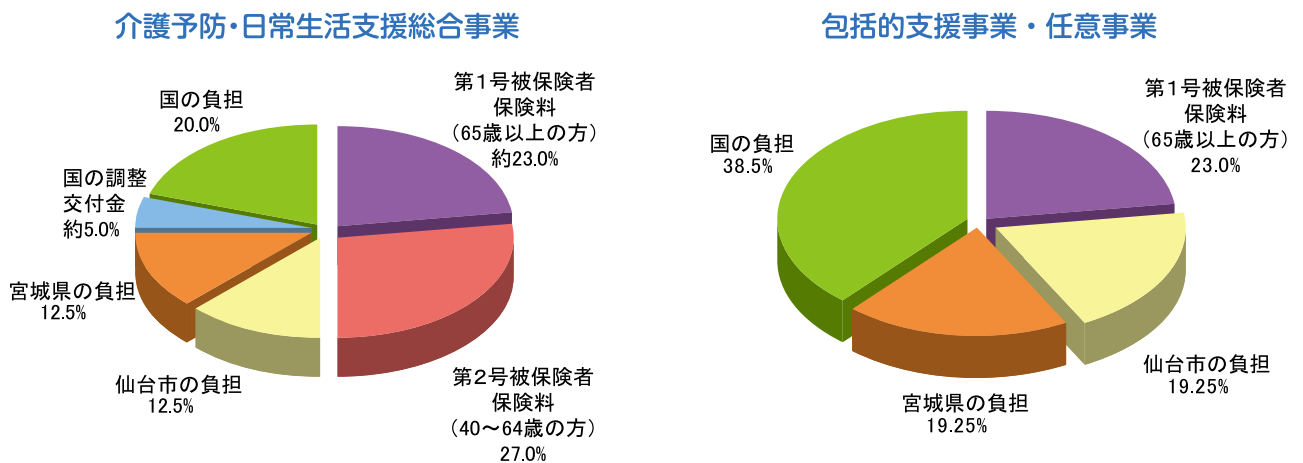
介護保険の保険給付に要する費用は、公費と保険料でそれぞれ2分の1ずつ負担する仕組みとなっています。



*介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設(介護保険の指定を受けた有料老人ホームなど)にかかる給付費

(2) 地域支援事業費

介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業で異なり、それぞれの財源構成は次のとおりとなっています。



3 計画期間における第1号被保険者の保険料について

(1) 保険給付費等から算出した保険料の基準額

11頁の保険給付費等を基に、令和6年度から令和8年度の介護保険料の基準額(月額換算)を算出すると6,869円となり、第8期計画期間(令和3年度～令和5年度、基準額は6,001円)との比較では、868円、約14.5%の増となります。

保険料増額の主な要因は、次のとおりです。

保険料増額の主な要因

- 後期高齢者数の増加に伴う要介護・要支援認定者数の増加によるサービス利用者数の増加
- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、特定施設(介護保険の指定を受けた有料老人ホームなど)等の基盤整備の充実による入所者数の増加
- 介護報酬改定

(2) 介護保険事業財政調整基金の活用

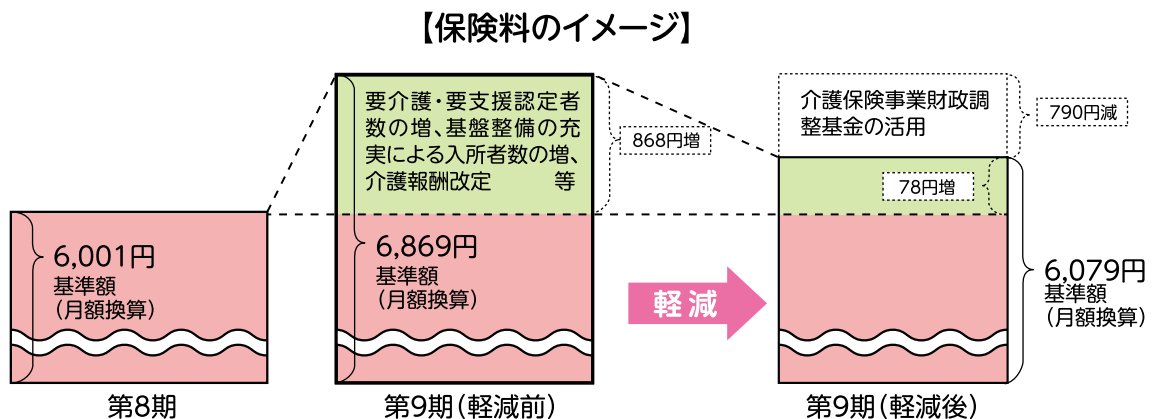
介護保険料は3年の計画期間内を通じて算定し、単年度の収支結果により剰余が生じたものを積み立て、保険給付費等が見込みを上回った場合に充当する仕組みとなっています。その剰余分を積み立てている基金が、介護保険事業財政調整基金です。

第9期計画期間においては、介護保険事業財政調整基金の残高のほぼ全額にあたる76億円を活用し、保険料の上昇を抑制します。

(3) 第9期計画期間の保険料の基準額

(2)のとおり介護保険事業財政調整基金を活用することにより、第9期計画期間(令和6年度～令和8年度)の保険料の基準額は、(1)から790円減少し、6,079円となります。これにより、第8期計画期間との比較で78円、約1.3%の増加となります。

なお、実際に納めていただく保険料額は、本人の所得や世帯の状況に応じて異なります。(14頁参照)



第9期計画期間(令和6年度～令和8年度)の第1号被保険者の保険料額

区分	所得段階	対象となる方			基準額に対する割合	年額保険料(※1)	
基準額より軽減される方	1	・生活保護を受給している方 ・同じ世帯の方全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方			0.285(※2)	20,700円(1,732円)	
	2	本人が市町村民税非課税で	同じ世帯の方全員が市町村民税非課税	本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が	80万円以下の方	0.285(※2)	20,700円(1,732円)
	3				80万円を超え、120万円以下の方	0.395(※2)	28,800円(2,401円)
	4				120万円を超える方	0.685(※2)	49,900円(4,164円)
	5	同じ世帯に市町村民税課税の方がある	80万円以下の方		0.850	62,000円(5,167円)	
	6		80万円を超える方		1.000	72,900円(6,079円)	
基準額より増額される方	7	本人が市町村民税課税で	本人の前年の合計所得金額が		125万円未満の方	1.100	80,200円(6,686円)
	8			125万円以上200万円未満の方	1.250	91,100円(7,598円)	
	9			200万円以上300万円未満の方	1.500	109,400円(9,118円)	
	10			300万円以上400万円未満の方	1.700	124,000円(10,334円)	
	11			400万円以上500万円未満の方	1.800	131,300円(10,942円)	
	12			500万円以上600万円未満の方	2.000	145,800円(12,158円)	
	13			600万円以上700万円未満の方	2.100	153,100円(12,765円)	
	14			700万円以上1,000万円未満の方	2.300	167,700円(13,981円)	
	15			1,000万円以上1,500万円未満の方	2.500	182,300円(15,197円)	
	16			1,500万円以上の方	2.600	189,600円(15,805円)	

(※1)仙台市介護保険条例第3条で規定する保険料率の百円未満の端数を切り捨てた額(実際の賦課額)を記載しています。また、「基準額(13頁参照)×基準額に対する割合」で算出した額を()内に記載しています。

(※2)第1段階から第4段階までの「基準額に対する割合」は、消費税増税分を活用した公費により軽減しています。(第1段階および第2段階:0.455→0.285(△0.170)、第3段階:0.595→0.395(△0.200)、第4段階:0.690→0.685(△0.005))

- ・「課税年金収入額」とは、所得税法上の課税対象となる年金(障害年金、遺族年金などの非課税年金は除く)で、公的年金等控除額を差し引く前の金額をいいます。
- ・「合計所得金額」は、給与収入等から必要経費等を差し引いた金額と、土地建物等の譲渡所得(特別控除後)などの分離課税所得の合計で、地方税法上の合計所得金額とは異なります。また、合計所得金額がマイナスの場合は0円となります。



仙台市高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 のあらまし

令和6年3月

発行: 仙台市健康福祉局保険高齢部

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

高齢企画課

TEL 022-214-8167 / FAX 022-214-8191

E-mail: fuk005130@city.sendai.jp

介護保険課

TEL 022-214-8246 / FAX 022-214-4443

E-mail: fuk005170@city.sendai.jp

